

京都市告示第475号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年 3月14日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道
供用開始の期日 平成25年3月16日 午後3時
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大山崎大枝線	西京区大枝西長町4番地の7地先から	旧	メートル 549.00	メートル 29.00 ~ 41.00
	同区大枝沓掛町14番地の303地先まで	新	549.00	24.20 ~ 39.00

(建設局土木管理部道路明示課)